

1 計画策定の趣旨

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年（2009年）4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例*（平成21年条例第17号。以下「安全・安心条例」といいます。）を施行しました。

*令和7年（2025年）4月から「札幌市安全で安心なまちづくりに関する条例」に名称変更

安全・安心条例第7条の規定において、「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定められていることから、当該規定に基づき平成22年（2010年）3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、平成27年（2015年）3月に「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、令和2年（2020年）5月に「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第3次計画」といいます。）」をそれぞれ策定しました。

第3次計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間であることから、令和7年度（2025年度）以降も、安全で安心なまちづくり等を総合的かつ計画的に推進していくため、現在の犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、今後実施していくことが必要となる取組について検討を行い、「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定するものです。

なお、本計画は、安全・安心条例に基づく地域防犯の推進に関する計画と、新たに制定された「札幌市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第4号。以下「犯罪被害者等支援条例」といいます。）」に基づく犯罪被害者等に対する支援に関する計画から構成される基本計画です。

2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪

本計画では、安全で安心なまちづくりによって効果的に防止することができる日常生活の身近なところで発生する犯罪（声かけやつきまとい等の子どもに係る事案などを含む。）、例えば自転車盗や空き巣などの窃盗犯、特殊詐欺などの知能犯、公然わいせつなどの風俗犯を主な対象とし、その未然防止に向けた取組を進めていきます。

また、生活経済事犯である消費者問題、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」とい

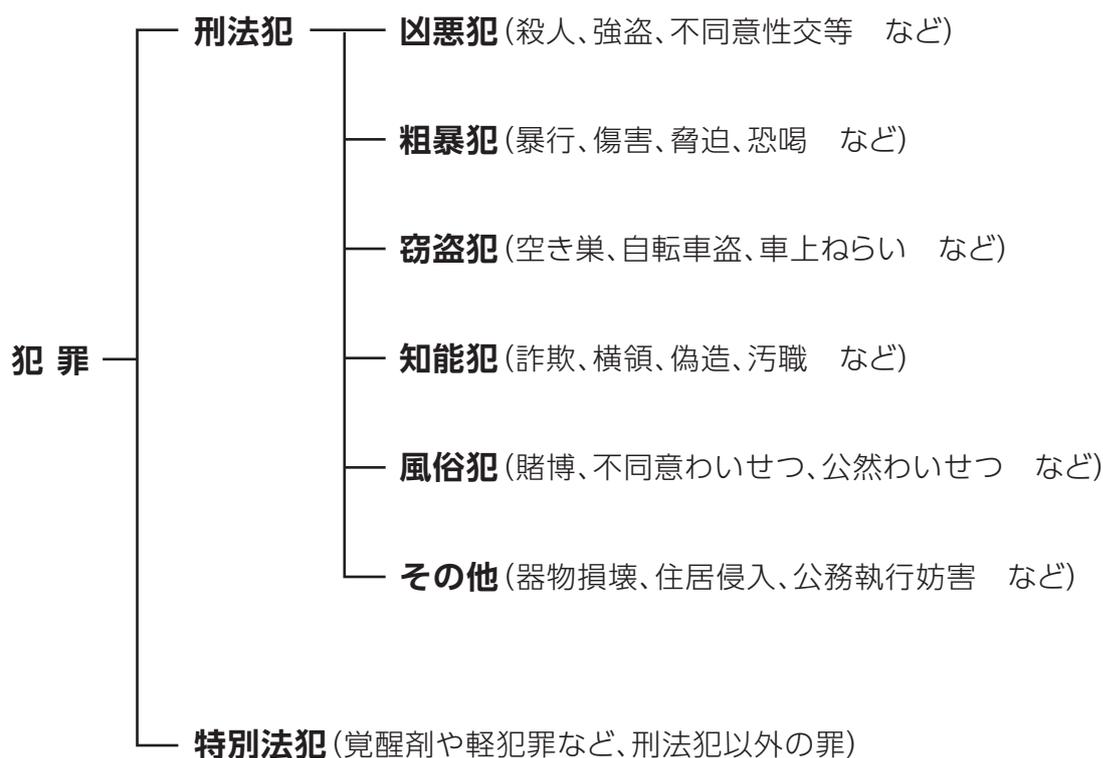
います。)などは、次に掲げる各分野の計画などにに基づき対策が進められていますが、犯罪に至ることもあることから、本計画においてこれらの対策を関連する取組として位置付けます。

なお、犯罪被害者等に対する支援に関しては、害を被ることとなった犯罪等の種別による制限はなく、個別具体の施策ごとにその対象者を適切に設定していくこととしています。

<主な関連計画>

- ・第4次札幌市消費者基本計画
- ・第3次札幌市児童相談体制強化プラン
- ・第5次男女共同参画さっぽろプラン など

<犯罪の分類^(注)>



(注) 刑法の改正により、令和5年(2023年)7月から強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更

3 基本的な考え方

(1) 安全で安心なまちづくり

犯罪を防止していくための手法には、様々な考え方がありますが、安全・安心条例においては、「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義しています。

「犯罪を誘発する機会」とは、照明がなく暗い、周囲に人がおらず誰も見ていない、遮蔽物があり見通しが悪い、犯罪行為の対象となる人がその犯罪による被害に遭わないための知識がないなど、犯罪をしようとする人が犯罪を行いやすいと感じる状況や環境を指します。刑法犯認知件数^{※1}の大部分を占める窃盗犯などは、こうした機会に乗じて遂行される場合が多いと考えられます。

また、「犯罪を誘発する機会」は、インターネット上にも潜んでおり、SNS^{※2}の利用を起因として事件や犯罪に巻き込まれることもあります。

「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、玄関の施錠や防犯グッズの活用などの自らの安全を確保するための防犯対策、子どもの見守りや防犯パトロールなどの地域の安全を守るための活動、道路・公園の見通しや明るさの確保などの防犯に配慮した環境の整備を行うことが有効であると考えられており、これらの取組は、市民の日常の活動やまちづくりとして行うことができるものとなっています。

加えて、インターネット上の「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、インターネットやSNSなどのツールを悪用する者との接触をしないよう、安全に利用するための情報を広く市民に提供することが有効であると考えられます。

このように、市民の日常活動の支援、環境の安全性を高めるまちづくりの推進及びインターネット・SNSの安全利用に関する情報提供の実施等により「犯罪を誘発する機会」を減らしていけば、多くの犯罪は効果的に防止することができます。

そうしたことから、市民、事業者、札幌市が相互に連携・協力して「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を推進することにより、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしています。

なお、安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、交通安全^(注)などの他の分野も数多くありますが、安全・安心条例では、こうした他の分野との連携に努めることとされています。

(注) 札幌市における交通関係事犯を減らすための取組は、北海道交通安全計画【札幌市版】に基づき推進

※1 認知件数
警察において発生を認知した事件の数

※2 SNS
ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと

(2) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)において、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に行われる必要があり、また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにする必要があること等が基本理念として示されています。

さらに、犯罪被害者等基本法において、地方公共団体は、犯罪被害者等支援に関し、国との役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有するということが明らかにされています。

札幌市では、これまで、安全・安心条例において犯罪被害者等の支援に関する事項を定め、施策を進めてきたところですが、令和7年(2025年)2月に新たに、犯罪被害者等の支援に特化した、犯罪被害者等支援条例を制定しました。

本条例では、犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、札幌市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図り、安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

なお、犯罪被害者等基本法と同様、本条例においても、「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義しており、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による制限はなく支援の対象としています。そのため、個別具体の施策の対象者については、その施策ごとに適切に設定していくこととしています。

4 計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

なお、期間中に関係法令の改正や犯罪情勢等に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の位置付け

本計画は、札幌市のまちづくりの計画体系において、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(以下「第2次戦略ビジョン」といいます。)」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置付けられます。

第2次戦略ビジョン(ビジョン編)では、まちづくりの重要概念として「ユニバーサル(共生)」を位置付け、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず「誰もが互いのその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」の実現に向けた取組を進めていくこととしています。本計画では、犯罪被害者等支援などの分野において、「ユニバーサル(共生)」の視点を踏まえた取組の推進を図っていきます。

また、誰一人取り残さない持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)の理念を踏まえ、本計画の推進に取り組んでいきます。

